

生活支援ハウス観音の里 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、弘前市から委託された社会福祉法人伸康会が、生活支援ハウス運営事業実施要綱に基づき運営する生活支援ハウス(以下「ハウス」といいます。)の適切な管理、運営並びに利用に関する事項を定め、入居者、来訪者(以下「入居者等」といいます。)が快適で心身とも充実、安定した生活を営むことに質するとともに、ハウスの良好な生活環境を確保することを目的とする。

(遵守義務)

第2条 ハウスは、入居契約書及び本規程に従ってハウスの管理運営を行い、良好な環境の保持に努めるとともに、入居者に対する各種サービスを提供する。

2 入居者等は、この規程及び別に定める記載事項を遵守し、良好な環境の保持に努めるものとする。

(利用対象者)

第3条 入居者とは、弘前市に住所を有する者で、かつ、原則として60歳以上のひとり暮らしのもの、夫婦のみの世帯に属するもの又は家族に援助を受けることが困難なものであって、高齢者のため独立して生活することに不安のあるものとしします。

2 入居後に入居者の状態が変化し、配置された生活援助員の対応が困難となった場合には30日以内に退居してもらいます。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称	生活支援ハウス観音の里
所在地	青森県弘前市大字独狐字松ヶ沢38-1

(利用申請及び利用決定等)

第5条 入居を希望する者(以下「申請者」という。)は、以下の書類に必要事項を記入し、当施設に提出するものとする。

①弘前市生活支援ハウス運営事業利用申請書(市へ提出する書類)

②利用契約同意書

2 利用を認める場合は、弘前市からの利用決定通知書により決定する。

3 利用を認めない場合は、弘前市からの利用申請却下通知書により決定する。

(利用の中止)

第6条 施設長は、入居者が利用の中止を希望した場合又は利用対象者として適当でないと判断した場合、弘前市へ利用中止届を提出するものとする。

2 利用の中止を決定した場合は、弘前市から利用中止決定通知書で決定する。

(利用期間)

第7条 弘前市生活支援ハウス運営事業実施要綱により、利用できる期間は12月以内(1年以内)を原則とする。ただし期間延長が必要である場合は、弘前市へ利用申請を再提出し、期間延長することができる。

(利用料)

第8条 利用料は、別表の1及び2に定める額の合算額とする。

2 入居者は、別表の1の利用料を弘前市が発行する納入通知書により指定された期限までに納入しなければならない。

3 入居者は、別表の2の利用料の支払いを、月ごとに発行する請求書に基づき、指定期日までに納入すること。

(職員の配置等)

第9条 この事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

生活援助員 5名

入居者及び家族の相談に応じ、必要な助言その他の援助を行う。夜間帯は宿直体制をとるものとする。

調理員 2名

食品衛生に留意し、調理業務を行う。また、通所介護事業所(デイサービスセンター)が隣接していることから、必要に応じ通所介護事業所の職員の協力を得て行うものとする。

(入居定員)

第10条 入居定員は、20名とする。

(一般居室の設備及びその利用)

第11条 入居者等は一般居室及びその備え付け設備(以下「一般居室等」といいます。)を別表に基づいてこれを利用することができます。

(一般居室の維持、補修)

第12条 ハウスは、一般居室等を定期的に検査し、保全上必要と認めた時は、ハウスの費用でもって補修します。ただし、入居者等が故意又は過失あるいは不当な使用により損傷又は汚損したときは入居者の負担とします。

(利用できるサービス)

第13条 ハウスでは次のサービスを提供します。

①健康管理サービス

協力医療機関を定め、協力医療機関等において適切な治療が受けられるようにします。ただし希望者のみであり、他の医療機関等の受診等は入居者個人の選択によります。

②食事サービス

原則として、1日3食提供する体制を整え、希望者に食事を提供します。食事の提供時間は次のとおりとする。

朝食 7:30、昼食 12:00、夕食 17:00

③生活相談、助言サービス

入居者の対する各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行う。

④その他の支援サービス

通所介護、訪問介護等を介護サービス及び保健福祉サービスを必要とする場合は、必要に応じ、利用手続きの援助等を行います。

⑤地域住民との交流の場を提供

行事等を通じ、入居者と地域住民との交流を図っていく。

(禁止及び制限される行為)

第14条 入居者はハウス内で次の行為をしてはならない。

- 1、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
- 2、けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
- 3、共同生活の秩序もしくは風紀を乱し、または安全衛生を害すること。
- 4、指定した場所以外で火気を用いること。
- 5、故意にハウスもしくは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと。

(苦情処理)

第15条 入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者及び家族に対する説明などの必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

- 第16条 本事業の職員は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密保持を厳守す
- 2 事前に入居者又は入居者の代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができる。
 - 3 職員であった者が、業務上知り得た入居者または家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

- 第17条 非常災害が発生した場合、職員は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、施設長は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(その他の運営に関する重要事項)

- 第18条 職員の質の向上を図るため、諸研修の機会を設ける。
- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人伸康会と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成31年1月1日から改訂する。